総務常任委員会

（9月11日開催）

議案第5号、議案第7号の一部、議案第8号の一部（原案可決）

委員会質疑要約

議案第7号について（歳出）

Q 旧成東児童保健院の解体について、アスベストなどの問題はないか。

A 設計の中でアスベストの調査も終え、多少のアスベストがあるようですが、その処理費用は100万円以内と報告を受けています。

Q アスベストの問題について、地域への周知は徹底できているのか。

A 今後、解体工事の開始にあたり、説明会を開く予定です。

Q 東町公民館の新築工事が中止になり、それに係る予算を減額したとのことだが、なぜ工事が中止になったのか。

A 東町区から、必要な用地の取得が進まなかったため、今年度は中止とし、用地確保後に改めて着工すると聞いています。

Q 屋外の防災無線機が以前より少なく、緊急時の対応が難しいと思われるがどうか。

A 屋外の防災無線機が少ないために放送が聞こえにくい地域には、各戸に戸別受信機を配布することで対応しています。

また、屋外の防災無線機の数は基本的に減らしてはおらず、航空機騒音の関係で設置が少なかった松尾地域においては、増設をしている状況です。

総務常任委員会の様子

文教厚生常任委員会

（9月11日、18日開催）

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第6号、議案第7号の一部、議案第8号の1部、議案第9号（原案可決）

委員会質疑要約

議案第1号について

Q 市内の家庭的保育事業をされている事業者の現状はどうか。また、条例の制定による事業者への影響はどうか。

A 家庭的保育事業等は4つの事業で成り立っています。

一　家庭的保育事業は、1人から5人までの人数の子供を対象とした施設で、市内に事業者はありません。

二　小規模保育事業は、6人から19人までの人数の子供を対象とした施設で、市内に1件あります。

三　居宅訪問型保育事業は、1人の子供に対して1人の職員で行う事業で、市内では確認できていません。

四　事業所内保育事業は、事業所が実施する事業で、市内では3件あります。

条例を制定することによる影響は、平成27年度から始まる新しい制度で該当になれば、補助金の対象になるという点が大きなものだと思います。

Q 条例の制定後、長児部のお子さん方が減っていくなどの影響があるか。

また、全地域においてこども園化を進めるに当たり、何らかの影響はあるのか。

A 充実した環境が整うということで、こども園、保育園等に大きな影響はないと考えます。

また、全地域のこども園化においても、同様に大きな影響等は出てこないと考えています。

議案第2号について

Q 条例の制定により、市の業務にどのような影響が出てくるのか。

A 給付を受ける施設及び事業者の確認等がありますが、市の事業として大きく変化していくことはないと考えています。

議案第3号について

Q 現状の預かり時間は午後6時半までだが、午後7時までの延長は行えないか。

A 預かり時間は条例には含まれていないので、学童クラブの運営の中で検討していきたいと考えます。

議案第6号について

Q 取得金額が3億7千800万円と高額だが、詳細な内容はどうか。

A パソコンの更新及び市全体のネットワーク環境の再構築を含めた、大規模かつ総合的なICT機器の導入等に要する経費です。

ハードでは、タブレット型、ノート型パソコンの導入及び更新等を行い、ソフトでは、校務支援ソフトと学習支援ソフトの導入を行います。

Q 市内小中学校19校が減少した場合、今回取得する財産はどう活用されるのか。

A タブレット型パソコンは各学校全員分でないため、今後学校数が減った場合は、ほかの学校に配布して活用します。

議案第7号について（歳出）

Q 特色ある道徳教育推進校に日向小学校、山武西小学校、山武南中学校が指定を受けた経緯はどうか。

A 小中学校連携の取り組みとしての事業であり、市内で道徳の研究を進めている学校ということで、県の指定を受け入れることとしました。

文教厚生常任委員会の様子